

山形県町村会規約

(大正 10. 10. 24 創立) (昭和 23. 4. 1 改組)
(昭和 38. 6. 21 制定) (昭和 39. 2. 20 改正)
(昭和 39. 4. 1 改正) (昭和 40. 2. 22 改正)
(昭和 40. 7. 26 改正) (昭和 42. 6. 22 改正)
(昭和 47. 2. 15 改正) (昭和 53. 2. 3 改正)
(昭和 62. 2. 23 改正) (平成 5. 2. 19 改正)
(平成 13. 10. 24 改正) (平成 15. 2. 14 改正)
(平成 17. 10. 21 改正)

第 1 章 総 則

(会の名称及び組織)

第 1 条 本会は、山形県町村会と称し、山形県内全町村をもって組織する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、山形市松波四丁目 1 番 1 5 号山形県自治会館内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、地方公共事務の円滑な運営を図り地方自治の振興発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町村の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡調整
- (2) 国及び地方公共団体又はその他の公共団体の事務処理
- (3) 地方自治の振興発展に資するための陳情、請願、建議並びに調査研究
- (4) 町村職員の教養並びに素質の向上に必要な研修及び福利厚生に関すること
- (5) 市町村有物件の災害共済に関すること
- (6) 市町村消防設備資金の融資事務に関すること
- (7) 全国町村会並びに系統町村会との連絡協調
- (8) 市町村の委任事務に関すること

(9) 県並びに市の長及び議会の議長の連合機関との連絡協調

(10) その他目的達成上必要な事項

第2章 会 議

(会 議)

第5条 本会の会議は、総会、正副会長会及び委員会とする。

2 総会は毎年3回これを開く。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

3 正副会長会及び委員会は、会長が必要と認めたとき随時これを開くものとする。

総会は、本会の最高議決機関とし、第3条の目的達成に必要な重要事項は総会の議決を経なければならない。

(招 集)

第6条 前条の会議は、すべて会長が招集する。

2 会議構成員の3分の1以上の者から会議に附議すべき事件を示して会議招集の請求があるときは、会長は、速やかにこれを招集しなければならない。

(出 席 者)

第7条 会議に出席すべき町村の代表者は、当該町村の長とする。

(議長の職務)

第8条 総会における会議の議長の職務は会長がこれを行い、委員会における会議の議長の職務は当該委員会の委員長がこれを行う。

但し、会長又は委員長に事故ある場合は副会長又は副委員長がその職務を代理し、会長及び副会長又は委員長及び副委員長ともに事故ある場合は、その会議に出席している者の中から仮議長を選挙し、その者に議長の職務を行わせなければならない。

(定 足 数)

第9条 会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ議事を開くことができない。

(表 決)

第10条 会議の議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議長は表決権を有しない。

第3章 執行機関

(会長及び副会長)

第11条 本会に会長1人、副会長3人を置く。

2 会長及び副会長は、町村長の中から総会において選挙する。

3 任期中途における副会長の補欠選任については、前項の規定にかかわらず当該地方町村会の推薦を経て会長が指名する。

(会長、副会長の職務権限)

第12条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会長及び副会長は、第16条に定める委員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第13条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の任期は選挙の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の日前に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 前任者の任期満了の日後に選挙を行った場合においては、前任者は後任者の就任するまでなお在任する。

4 補欠により会長又は副会長となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第1項から第4項までの規定は、第18条に定める各委員会の委員並びに第20条に定める各委員会の委員長及び副委員長の任期にこれを準用する。

(報酬)

第14条 会長、副会長には報酬を支給しない。但し必要に応じ実費を弁償することができる。

(顧問)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の推薦により総会の議決を経て委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずるとともに、意見を述べることができる。

第4章 委員会

(委員会の設置及び名称)

第16条 本会に総務及び産業経済の各委員会を置く。

(委員会の所管事項)

第17条 委員会の所管する事項は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

会の機構、運営、予算、決算並びに税、地域振興、通信、文教、科学、厚生労働、環境及び産業経済委員会に属さない事項

(2) 産業経済委員会

農林水産、産業、経済、交通及び建設に関する事項

2 前項第1号のうち、会の機構など重要事項については、産業経済委員会にも提案する。

(委員の定数及び選任)

第18条 委員会は、町村長全員で構成し、それぞれ所属する委員の数は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 9人

(2) 産業経済委員会 9人

2 委員の選出は、総会の同意を得て会長が指名し、その選出区分は別表に定めるところによる。ただし、会長及び副会長の職にある者は委員会の委員を兼ねることができない。

3 任期中途における委員の異動のときは、当該地方町村会の同意を得て会長が指名する。

(委員の所属変更)

第19条 会長は、委員の中から所属委員会の変更申出があったときは、総会の同意を得てこれを変更することができる。

(委員長及び副委員長)

第20条 各委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長の職務権限)

第21条 委員長は、委員会を代表し、会議を主宰する。

2 委員会の会議運営に関し、必要なことは委員長が定める。

3 委員長は、委員会の運営及び会議の開催等について必要あるときは、会長に意見を述べることができる。

(合同委員会等)

第22条 委員長は、相互に関連がある事件の審議にあたり、必要と認められる場合には、当該委員会の委員長の協議により合同委員会を開くことができる。

2 合同委員会で取扱った事件の処理及び総会に対する報告等は、委員長の協議により何れかの委員長が行わなければならない。ただし、事件の性格上共同で行うことが適当である場合はこの限りでない。

(委員会の事件処理等)

第23条 総会に提出する議案は総て、当該委員会の審議を経なければこれを提出することができない。

2 総会において委員会に付託された事項については、当該委員会は必要な調査研究と十分な審議を行い、これを実行に移すことができる。

(委員会の報告)

第24条 各委員会において処理した事件については、当該委員会の委員長は、次の総会においてその経過顛末を報告しなければならない。

2 前項の報告には、当該事件にかかる資料又は書類を添えて報告しなければならない。

(専門委員会)

第25条 本会に常設又は臨時の専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから総会の同意を得て、会長が選任する。

3 前項の委員は第16条の委員会の委員と兼ねることができる。

(委員の報酬)

第26条 委員には、報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

第5章 事務局

(事務局及び職員)

第27条 本会に事務局を置き、事務局長及びその他の職員は会長が任免する。

(事務局の組織運営)

第28条 事務局の組織運営に関し必要な事項は、別に規程で定める。

2 職員の身分取扱等に関しては、地方公務員の例に準ずるものとする。

第6章 監査委員

(監査委員の設置)

第29条 本会に監査委員を置く。

2 監査委員は2人とし、町村長の中から会長が総会の同意を得て選任する。

3 任期中途における監査委員の補欠選任については、前項の規定にかかわらず各委員会の同意を経て会長が指名する。

4 監査委員は、会長、副会長及び第16条の委員会の委員長と、これを兼ねることができない。

(任期)

第30条 監査委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 任期中において、町村長の職を失ったときは、同時にその職を失う。

(監査の実施)

第31条 監査委員は、毎年2回以上会計監査を実施しなければならない。

2 監査について、会長にこれを報告しなければならない。

(監査委員の報酬)

第32条 監査委員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

第7章 会計

(経費及び会費等)

第33条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収人をもって充てる。

2 会費は、町村の負担とし、その金額及び分賦方法等は毎年度予算で定める。

(予算及び会計年度)

第34条 本会の毎年度予算は、会長が調整し、年度開始前に総会の議決を経なければならない。

2 本会の会計年度は、政府の会計年度による。

(決 算)

第35条 会長は、決算及び証書類を監査委員の審査に付しその意見を附けて、次の通常予算を議する会議までに総会の認定に付さなければならない。

第8章 補 則

(規約の改廃)

第36条 この規約は、総会の議決を経なければ改廃することができない。

(規程の委任)

第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、当該委員会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

(施 行 日)

第1条 この規約は、昭和38年6月21日から施行する。

(職員の身分)

第2条 この規約施行の際、現に在職する職員で規約第27条の職制の地位にある者は、この規約による相当職に任命されたものと見做す。

(規約及び規程の廃止)

第3条 山形県町村会規約及び山形県町村会政務調査会規程(昭和30年7月19日制定)は、昭和38年6月21日限り廃止する。

附 則

1 この規約改正は、昭和39年2月20日から施行する。

附 則

1 この規約改正は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約改正は、昭和40年2月22日から施行する。

附 則

1 この規約改正は、昭和40年7月26日から施行し、昭和40年3月1日から適用する。

附 則

1 この規約改正は、昭和42年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この規約改正は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約改正は、昭和53年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約改正は、昭和62年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約改正は、平成5年2月19日から施行する。

附 則

- 1 この規約改正は、平成13年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成15年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成17年10月21日から施行し、平成17年11月1日から適用する。